

第3号様式（第7条第4項）

傍聴要領

浦安市宿泊税導入検討委員会事務局

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の10分前までに、会場受付で氏名を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。
- (2) 受付開始時間は、当日午前8時40分からです。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食(水分補給を除く)又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、携帯電話などでの通話はしないこととし、音が鳴らないように設定すること。
- (5) 会場において、議題審議が開始したら写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。